

さんぶの森避難所運営委員会設立協議会の進め方

1 協議会の目的

- (1) 避難所運営委員会の設立に関して意見交換し、参加者の避難所開設・運営に関する知識の向上を図り、地域の避難所等の運営に資する。
- (2) さんぶの森避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）設立に資する協議を実施し、運営委員会の設立に向けた準備を推進する。

2 さんぶの森避難所運営委員会準備委員会

- (1) 運営委員会設立準備にあたり、設立後に避難所運営委員として活動できる人員をもってさんぶの森避難所運営委員会設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を編成する。（準備委員会の委員を「準備委員」という。）
- (2) 準備委員会は、運営委員会の設立に向けた協議を行い、「さんぶの森避難所運営委員会会則」、「さんぶの森避難所運営委員会運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）」の作成を行い、運営委員会の設立を準備する。
- (3) 準備委員会は、避難所運営委員会設立後引き続き1年間、運営委員として避難所運営に関する訓練等へ参加し、実効性向上のための活動を行うものとする。

3 準備委員会としての目標

令和6年度中を目途に「さんぶの森避難所運営委員会」の設立を図り、令和7年度市が計画する防災訓練（6月）までに、机上訓練等により避難所の開設までの手順について検証を行い、実働可能な練度を保持する。

また、設立後1年間をもって、机上訓練及び実災害時の活動においてマニュアルの実効性を確認し、必要な事項をマニュアルに反映させる。

4 設立までの協議項目

- (1) さんぶの森避難所運営委員会の役割（何処までやるのか）
- (2) 組織内の役割区分と名称
- (3) 避難所マニュアル
- (4) 避難所運営委員会会則
- (5) 避難所運営委員会 役員選出

5 協議要領

- (1) 前項(1)～(3)までは、前段（勉強会）・後段（準備委員協議）に分けて協議する
- (2) 協議は1日2時間程度とし、協議予定を超える場合は次回に持ち越す。（その都度日程調整）
- (3) 前項(4)～(5)については、準備委員会のみで実施する。
- (4) 細部は、別紙「準備委員会協議内容」による。

準備委員会協議内容

区 分	協議内容
第 1 回協議会	1 さんぶの森避難所運営委員会の役割（何処までやるのか） ◆避難所の開設準備（市及び施設管理者との調整、受付の準備、受け入れ場所の確認、機能毎のスペースの割り当て） ◆避難所の開設・受付（避難者名簿の整理） ◆避難所の運営（運営マニュアルに基づく運営、会議、市との調整） ◆救護に関する事項 ◆避難所の防犯に関する事項 ◆炊き出しに関する事項 ◆物資の受け入れ、配布 ◆地域の拠点としての役割（地域及び在宅避難者の支援） 2 役割に応じた組織（班）編成（名称）
第 2 回協議会	避難所マニュアル ◆避難所ルール（共存のための基礎的なルール：自分たちでできることは自分たちでやる。） ◆避難所に必要な施設（授乳室、救護室、更衣室、福祉避難室、感染症対策、ペット、乾燥室 他） ◆避難所（体育館）の区分（地域、男女別、家族構成） ◆時間（起床・就寝、食事、清掃） ◆物資配布要領 ◆防 犯 ◆ペット管理 ◆避難所会議 ◇問題点、ニーズ、行政への要望 ◆地域の拠点としての役割《各避難所等との連携要領》 ◇旧小学校は旧小学校毎 ◇その他の小さい避難所及び在宅避難者が居る区長
第 3 回協議会	避難所所運営委員会会則
第 4 回協議会	避難所運営委員会 役員選出 ※準備委員のみ参加

※各協議項目については、努めてその日をもって協議の完結を目指す、どうしても定まらない場合は、次回に持ち越す。

第1回協議会

《前 段》

- 1 アイスブレイキング（簡単な自己紹介）
アイスブレイキングシートによる。
（地区名、組織名、氏名、出身（居住）地等）
- 2 勉強会、協議会にあたっての前提事項
 - (1) 対象とする災害
対象とする災害は風水害とする。
避難所開設のための市との連携、委員会内の連絡要領、参集、避難所開設準備、開設、避難者の受け入れ等の業務についても実施が可能なため。
 - (2) 避難所開設・運営にあたっての前提
 - ア 山武地区において、さんぶの森中央会館は第1優先で開設される避難所である。
山武地区で唯一開設される避難所となる可能性がある。→学区関係なく山武地区内全区域の住民が避難する可能性がある。
 - イ 避難所は市からの要請に基づき開設する。
市からの開設要請→運営委員内の情報伝達→参集という流れ
 - ウ 市に搬送された救援物資等は、山武地区一括としてさんぶの森中央会館等に搬送される。
市の運搬能力として協定締結のトラック協会や宅配業者に依頼することとなるため。
 - エ さんぶの森中央会館は令和6年度中に、停電時に一部施設の空調、照明、トイレが使用及び携帯電話の充電等できるよう整備される予定である。
- 3 協 議
これから2議題について協議を行います。
各議題協議終了後、発表を行いますので協議を行う前に発表者を決めておいてください。
各グループで協議した結果については、こちらが評価することはありません。
各グループの発表内容を確認し、各々で判断してください。
 - (1) 議題1
避難所では以下の記載事項が一般的な役割です。以下の項目を確認し、さんぶの森避難所運営委員会の役割として適切であるか検討してください。
 - ①避難所の開設準備（市及び施設管理者との調整、受付の準備、受け入れ場所の確認、機能毎のスペースの割り当て）
 - ②避難所の開設・受付（避難者名簿の整理）
 - ③避難所の運営（運営マニュアルに基づく運営、会議、市との調整）
 - ④救護（健康）に関する事項
 - ⑤避難所の防犯に関する事項
 - ⑥炊き出しに関する事項
 - ⑦物資の受け入れ、配布
 - ⑧地域の拠点としての役割（地域及び在宅避難者の支援）

【アウトプット】

◆①～⑦項目は適切か

加除する項目はないか。加除する場合はその理由

◆⑧の役割の必要・不必要について、その理由

⑧を行う場合、避難所運営委員会だけの力では無理があると思われが、実施する場合にどのようなことが必要か。

※討論：15分、発表は各グループ2分

(2) 議題2

表「避難所運営委員会の役割・組織」について確認し、さんぶの森避難所運営委員会の役割・組織として適切であるか検討してください。

前提として、さんぶの森避難所運営委員会の委員数は20名程度とします。

【アウトプット】

◆役割として適切か

加除する項目はないか。加除する場合はその理由

◆限られた人員で行う場合、役割を兼務できるか。その理由

※討論：20分、発表は各グループ2分

避難所運営委員会の役割・組織

任 務			組 織 編 成
避難所開設	準 備	避難所開設の決定、委員の招集、各班との調整・統制	本部班
		避難所スペースの決定	施設班
	受付、避難者名簿の作成、安否情報の集約、避難位置への案内		受付班、区・班長
	負傷者の応急処置		救護班
運 営	各班との調整・統制、避難所会議の執行、市との調整、ボランティア対応		本部班
	減災や復旧・復興情報の収集・伝達		情報班
	避難所施設の維持(使用統制、新設、修理、改善)		施設班
	物資の受領、管理、配布		物資班
	トイレの使用、し尿、ゴミ処理、清掃の統制		環境班
	避難者の健康相談、巡回による健康状態の把握、避難所の衛生管理		救護班
	給食、飲料水、炊き出しの実施		給食班
	要支援者対応		要支援者班
	防犯対策、避難所マニュアルにそった避難所内の秩序の維持		安全班
	避難者の意見等の集約、避難所会議への問題提起		各班長、区・班長

4 後段の協議について

後段の協議については、実際に避難所運営に携わる準備委員をもって実施します。進行については消防防災課で実施させていただきます。

準備委員以外の発言は協議の場では控えさせていただきますが、見学・傍聴は可能とします。

意見等あれば消防防災課に連絡してください。消防防災課から準備委員会に意見提出を行います。

後段部分の協議結果の概要については、前段部分のグループ協議の概要と併せてホームページに掲載します。

5 連絡事項

次回の協議会は避難所マニュアルについての検討となります。避難所マニュアルの協議については、2～3回に分ける必要があると考えております。

次回開催については、11月下旬を予定します。

開催時期が決定しましたら、今回参加された方、準備委員については封書等をもって改めてご案内いたします。

確認事項

- ◆準備委員会としての協力の可否
- ◆後段部分の見学希望

後段部分協議

◆後段部分の協議については前段部分の内容を、さんぶの森避難所運営委員会として、地域の特性、実効性を踏まえたくえで協議していただきたいと思います。

発言は挙手をもってお願いいたします。

この協議においては、準備委員会の協議結果とするため、協議における委員の同意をもって決定事項としたいと思います。

協議時間が長引く場合は、協議により同意を得ることが困難であると考え、多数決をもって現段階における決定事項とさせていただきます。

議 題 1

議題のないようにについては、今後マニュアル等の作成にあたり根拠となるべき事項であることから明らかにしておきたいと考えます。

◆避難所運営委員会の役割として、①～⑦の事項は適切であるか。

加除事項はあるか。

◆⑧は役割として必要と考えるか。

必要とした場合、運営委員会以外に対してどのような協力を求めていくべきか。

議 題 2

◆役割として加除すべき内容はあるか

◆各役割を果たすために、どれくらいの運営委員を充てる必要があるか・兼務が必要か。

※運営委員は避難者を統制する立場であり、必ずしも運営委員が実行しなくてもよい事項がある。

◆役職（班）名として適切か。